

仕 様 書

1 業務名

発寒清掃工場防煙防火ダンパ更新業務

2 業務期間

契約日から令和2年3月31日まで

3 履行場所

発寒清掃工場（札幌市西区発寒15条14丁目1番1号）

4 業務概要

発寒清掃工場の給排気ダクト及び空調ダクトに設置された防煙防火ダンパ（SFMD）20台を本市から提供するSFMDと交換する。

5 業務内容

(1) 既設ダンパ撤去

給排気ダクト及び空調ダクトに設置されたSFMDを撤去する。設置場所については別紙図面及び表1を参考にすること。

(2) ダンパ更新

本市から提供する20台のSFMDを取り付けること。なお、ダクトとの接続はアングルフランジ工法とし、配線は既設線を流用することとする。天井裏に設置されたダンパの吊り金具は更新すること。

(3) 保温材の復旧

撤去した保温材の復旧を行うこと。復旧にあたっては「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年度版」に準ずること。

【保温材規格】

GW40K 50mm、アルミガラスクロス化粧保温板

※天井裏の保温材は25mm

(4) 点検口の作成及び拡張

ア 点検口の作成

R階SFMD近辺に450×450の点検口を1か所作成すること。詳細な場所については本市の承諾を得てから作成にとりかかること。

イ 点検口の拡張

4階廊下の450×450の点検口2箇所を600×600に拡張すること。

(5) 動作確認

下記のとおり動作確認を行うこと。不具合が見つかった場合は原因の究明を行い、計装が原因でない場合は補修すること。

ア 煙感知器と連動して閉鎖すること。

イ 作動後、遠隔復帰できること。

(6) 発生材（産業廃棄物）の処理

発生材は金属とそれ以外に分け、工場敷地内の指定箇所に運搬すること。

表 1：更新ダンパー一覧

No.	設置場所		サイズ (巾×奥行×高さ)	保温材	備考
1	2F	機械部品庫	250×300×350		
2	2F	機械部品庫	300×300×350	有	
3	2F	ファンルーム 4	1300×1300×350	有	2 分割納品 作動機 2 台
4	2F	ファンルーム 4	550×700×350	有	
5	3F	脱気機部品庫	300×350×350	有	
6	3F	脱気機部品庫	300×300×350		
7	3F	バルブ置き場	400×300×350	有	
8	4F	廊下	450×300×350		天井裏
9	4F	廊下	650×350×350	有	天井裏
10	4F	熱交換機室	600×350×350	有	
11	4F	熱交換機室	550×400×350		
12	5F	熱交換機室	800×500×350	有	
13	5F	熱交換機室	700×450×350		
14	6F	膨張タンク室	350×350×350	有	
15	6F	膨張タンク室	300×300×350	有	
16	6F	ごみクレーン部品庫	700×600×350		
17	6F	ピット前	300×250×350	有	
18	6F	ピット前	300×250×350		
19	6F	ピット側部品庫	250×250×350	有	
20	RF	EV ホール	250×250×350	有	天井裏

※天井裏の記載がないものは全て床面に設置されている。

6 安全衛生管理

(1) 本業務に従事する作業員には、関係法令に基づく安全教育を行うこと。

(2) 本作業中の危険防止対策を終始徹底し、労務災害の発生が無いよう万全を期すこと。

7 提出書類

(1) 業務着手時

- ア 業務着手届 1 部
- イ 業務日程表 1 部
- ウ 業務責任者及び主任技術者等指定通知書 1 部

(2) 業務完了時

- ア 業務報告書（紙媒体及びデータ形式） 各 1 部
- イ 業務完了届 2 部

8 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

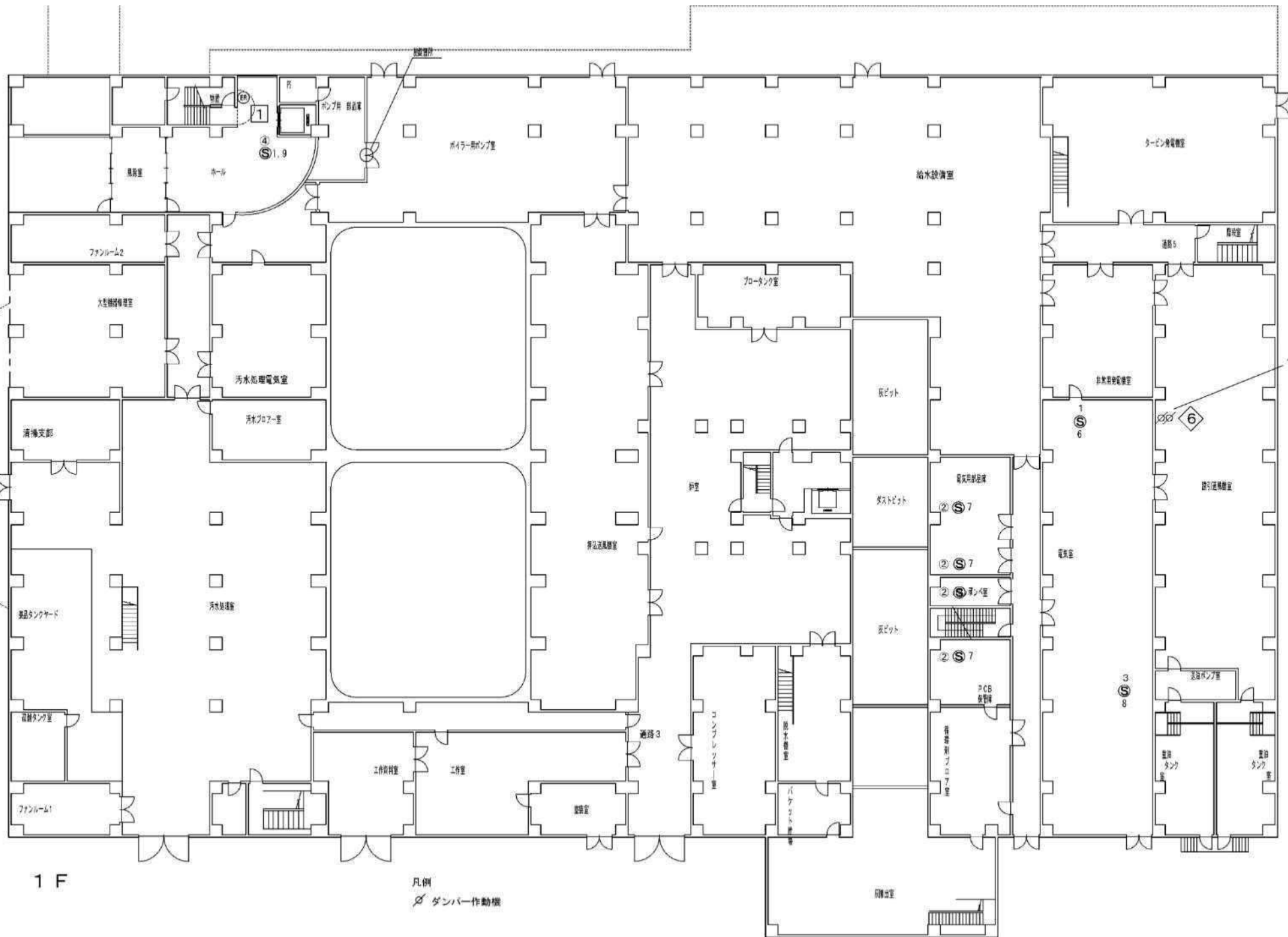
- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (6) 業務に係わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者との協議によるものとする。
- (2) 工場の敷地内全て（車両内含む）における喫煙は禁止とする。
- (3) 本業務は本市が別途発注する防煙防火ダンパの納品（令和2年1月17日まで）後に実施する。
- (4) 工場内ダイオキシン管理区域での作業は、適切な防じんマスクを着用し入室するものとする。

10 担当者

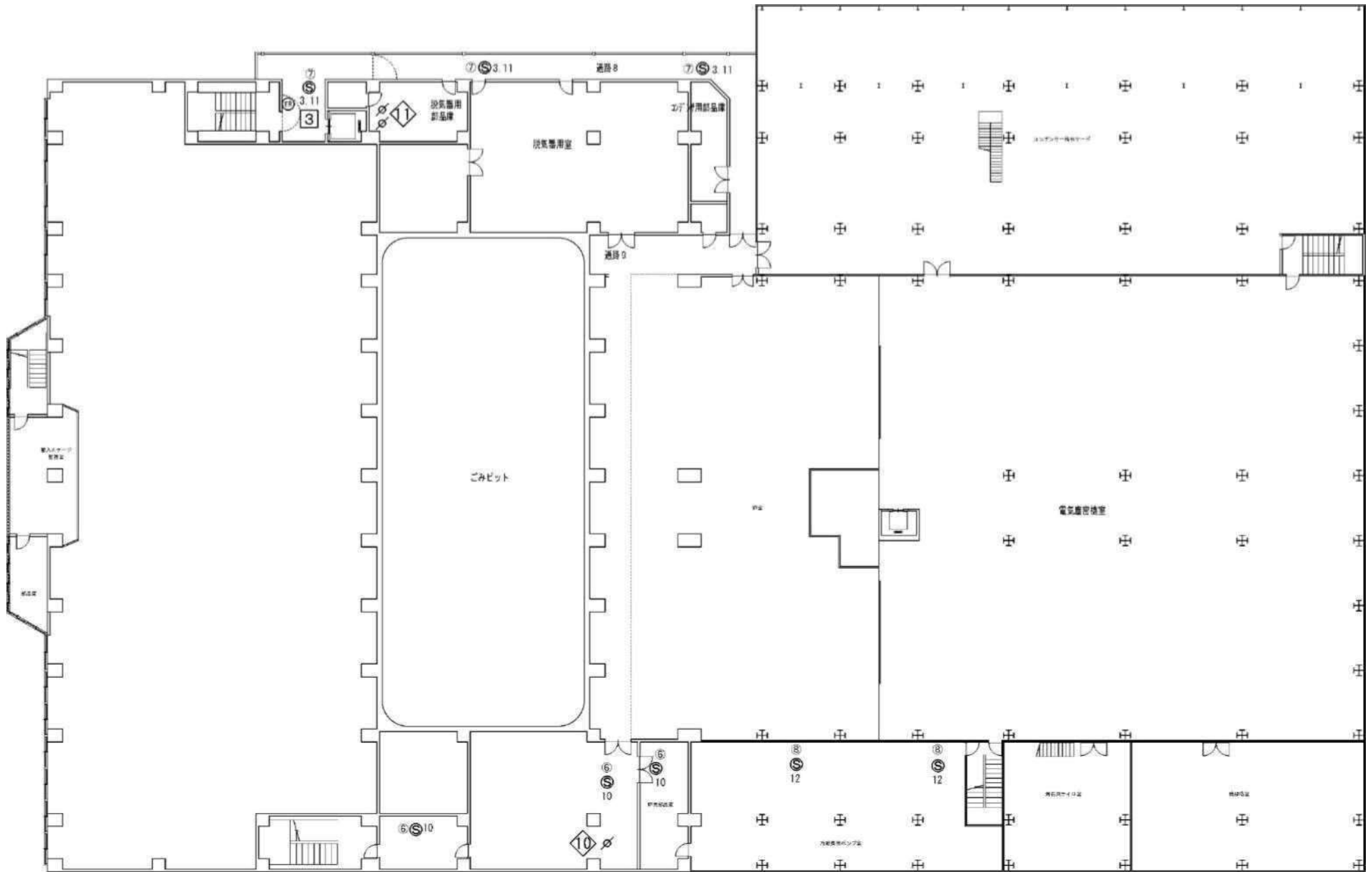
札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場管理係 山崎（TEL：011-667-5311）



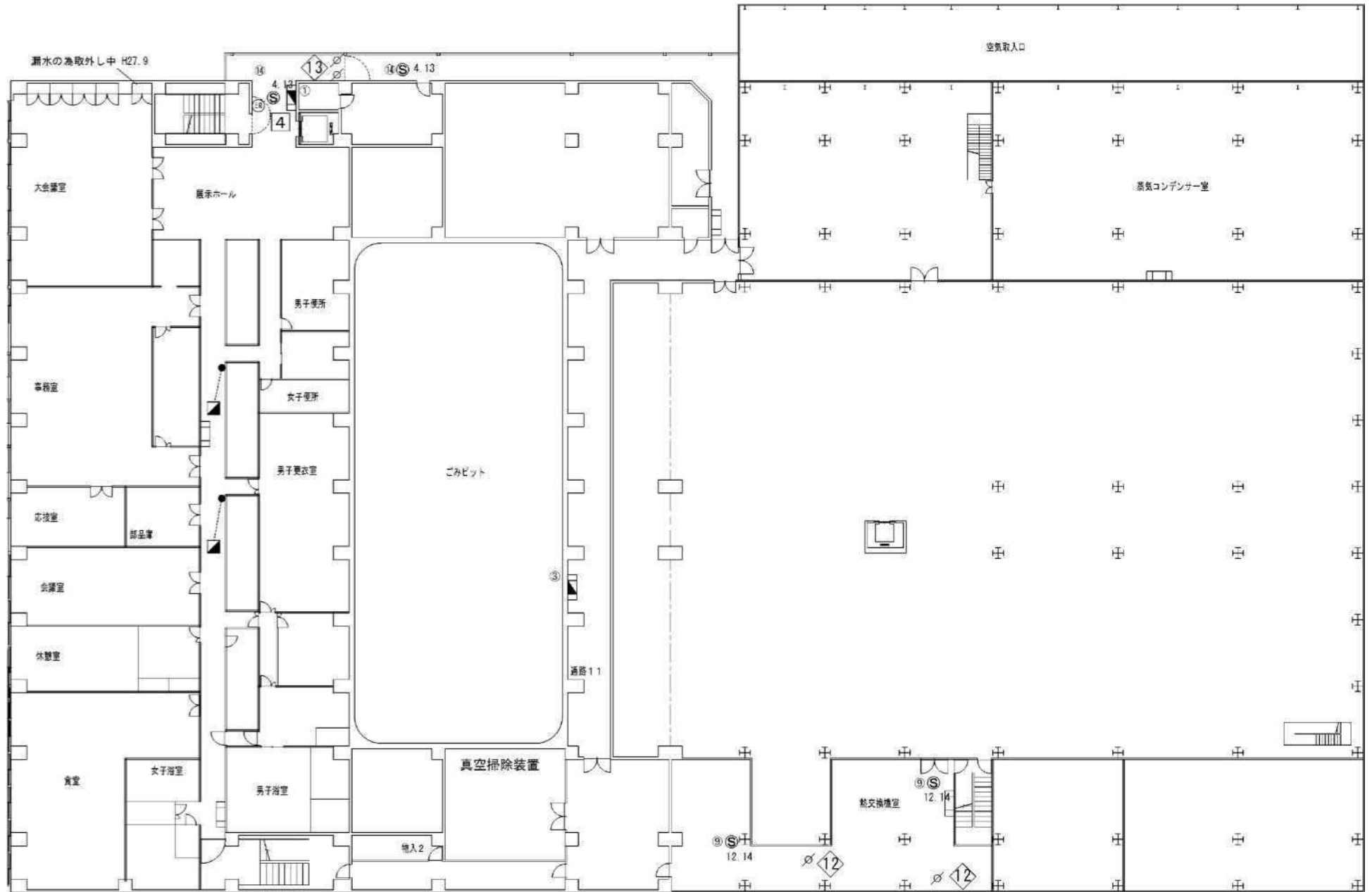
ダンパー1台に作動機2台
 ※更新対象外

1 F

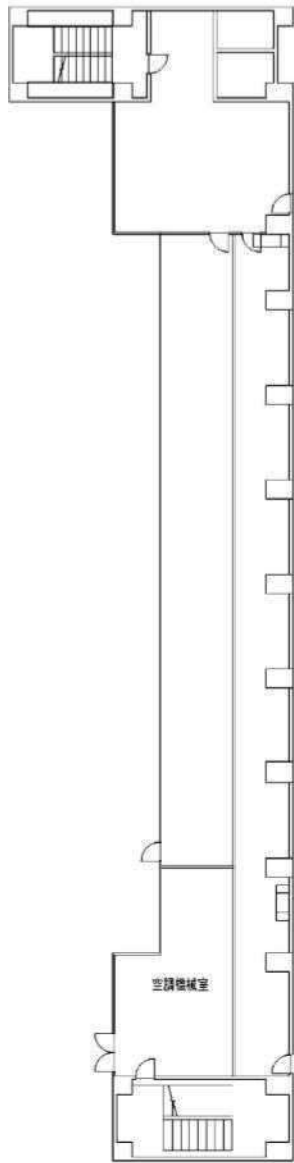
凡例
 ⊙ ダンパー作動機



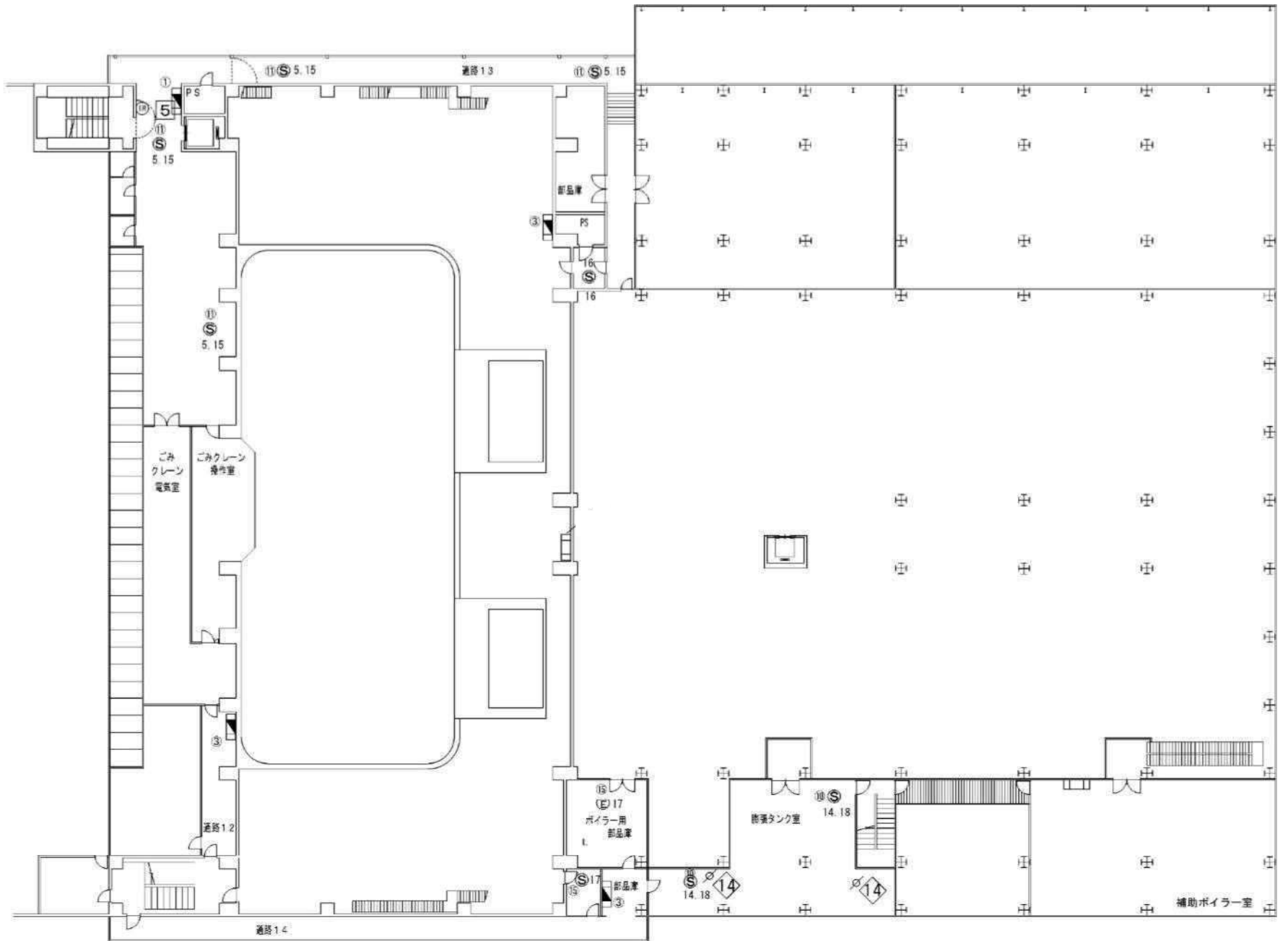
3 F

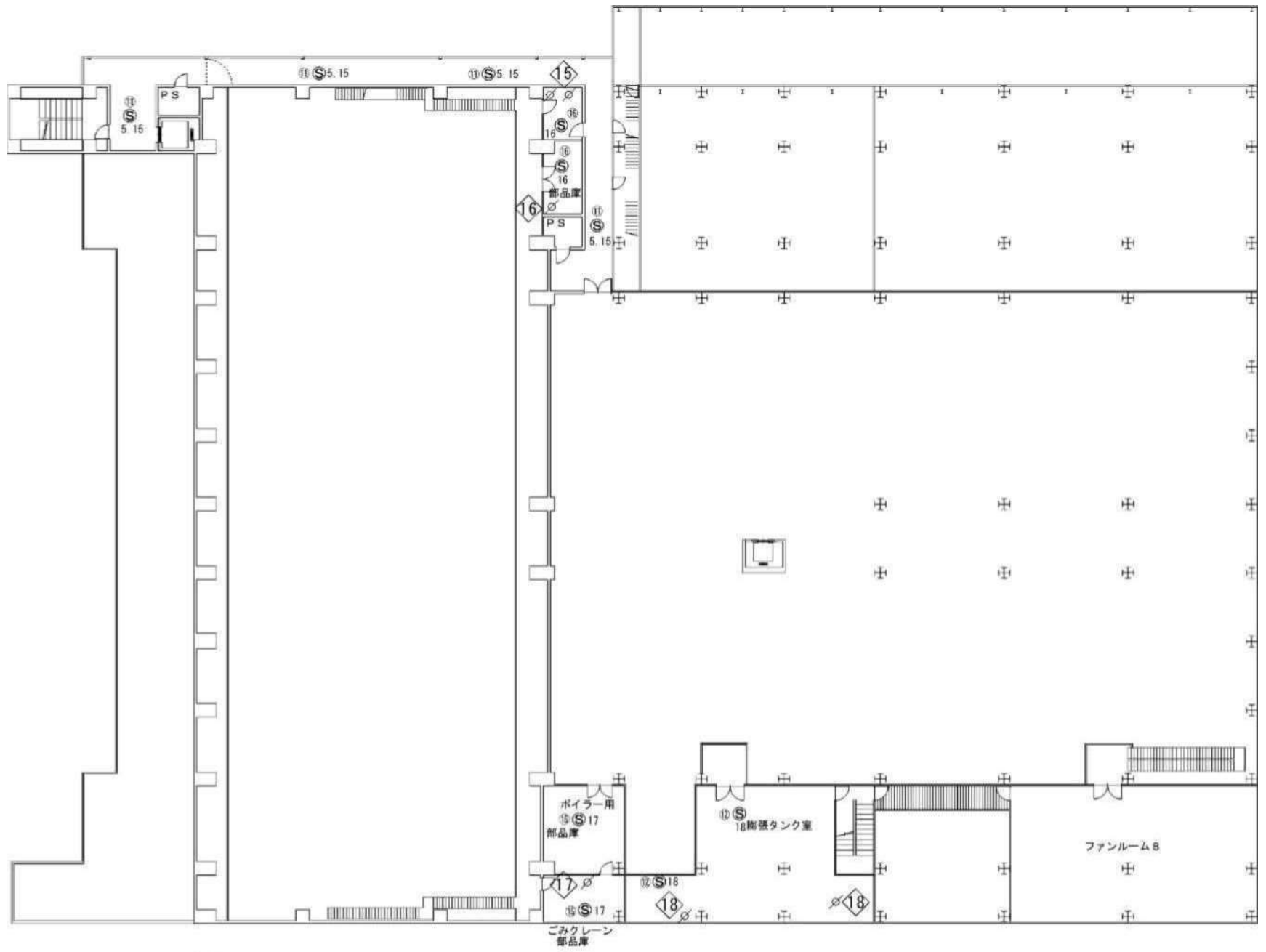


4 F

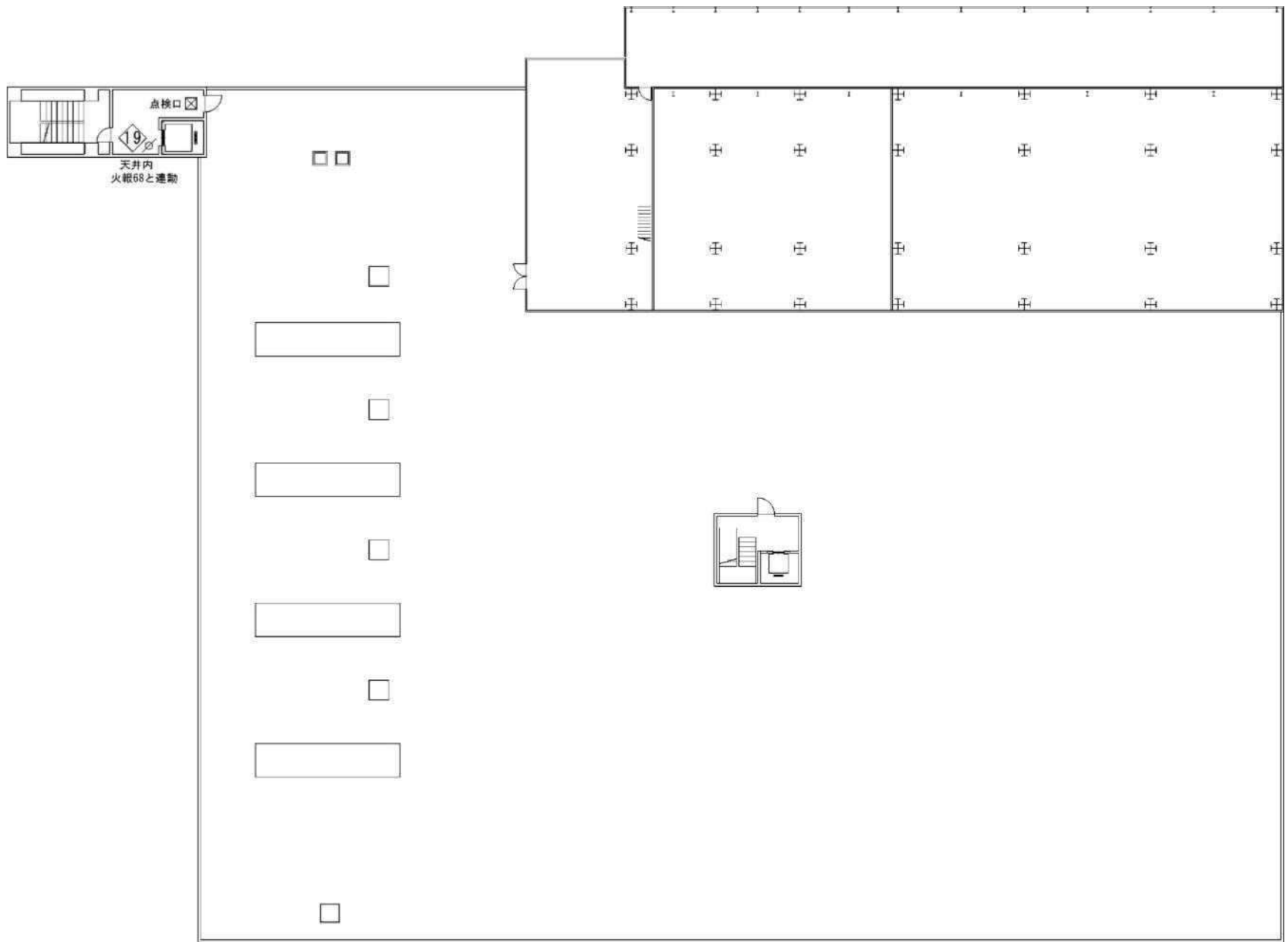


5 F





6 F



P H 1